

マンションのこと みんなでなんでも話し合ってみよう

連続座談会ニュース 第 75 回

板橋マンション管理組合ネットワーク

マンション条例と限界マンション

◆区議会へ三つの提案

豊田氏の発言にもありましたが、佐々木区議が決算特別委員会（平成 24 年 10 月 30 日）の総括質問において、3 つの提案をしています。

その 1…（マンションの）モデル地区を定めて情報収集のための懇談会、意見交換会を開いたらどうか

その 2…豊島区マンション条例にならい、「板橋区マンション管理コミュニティ活性化推進条例」の制定

その 3…居住環境や住宅に関する部分をまとめて「住宅環境対策部」を設置

➡ これに端を発し、5 年の時を経て「板橋区マンション条例」は制定（平成 29 年 12 月）されました。



豊田氏 佐々木区議 鈴木氏

◆条例の効果と課題

佐々木区議は、座談会で次のように発言されました。

◇ 条例施行後の効果として

- ・ 管理組合の設立がされるようになった。（正しくは「機能するようになった」）
- ・ 住宅政策課に諸々の相談が増えた
- ・ 区の姿勢がはっきりした
- ・ 相談窓口が示された

◇ また、課題として

- ・ 実効性をどう高めるか
- ・ 職員体制の整備（人数が少ない）
- ・ 管理組合同士のネットワーク化
- ・ 管理組合と町会との連携



いたかんネットでは限界マンションに関するアンケート調査を当日実施しましたが、板橋区では「限界マンションの定義はない、管理不全マンションととらえている」とのこと。また、元設計鈴木氏から、劣化診断や計画修繕調査等に対する助成制度について、文京区の実例を挙げての提案がなされました。